

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―二五

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「若しくは六級地」を「六級地若しくは七級地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてこの規則による改正前の規則九―三四第二条第一項第三号又は規則九―三四第二

条第一項第四号に掲げる官職に該当していた官職であつて、施行日においてそれぞれ同号又は同項第五号に掲げる官職に該当することとなつたもの（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職であるものに限る。）を施行日の前日から引き続き占める職員（同規則第六条（第四項を除く。）及び第七条の規定による初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、同規則第六条第一項の規定にかかわらず、当該職員が平成三十年三月三十一日までの間において当該官職を引き続き占める間、同項の規定による額に、人事院の定める額を加算して得た額とする。この場合において、当該加算して得た額は、当該職員が占める官職が同規則第二条第一項第四号に掲げる官職（当該職員が占める官職がこの規則による改正前の規則九―三四第二条第一項第三号に掲げる官職に該当するものであつた場合には、規則九―三四第二条第一項第三号に掲げる官職）に該当するものとした場合に同規則第六条第一項の規定により支給されることとなる額を超えることができない。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給官職)</p> <p>第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる官職以外の官職で給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域に所在する官署(同項の人事院規則で定める官署を除く。)に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる地域に所在する官署(当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。)若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる官署に置かれる官職</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(支給官職)</p> <p>第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 前二号に掲げる官職以外の官職で給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域に所在する官署(同項の人事院規則で定める官署を除く。)に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地若しくは六級地とされる地域に所在する官署(当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。)若しくは当該級地が五級地若しくは六級地とされる官署に置かれる官職</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4・5 (同上)</p>

人事院規則9-34(初任給調整手当)の改正について

職員の区分【現行】

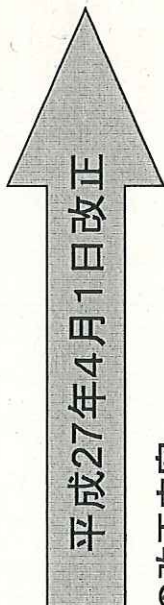
1種
地域手当非支給地
(離島、へき地、沖縄県)

2種
地域手当非支給地
(少人口市町村)

3種
地域手当非支給地(その他)、
6級地、5級地

4種
地域手当 4級地

5種
地域手当 3級地、
2級地、1級地



平成27年4月1日改正

職員の区分【見直し後】

1種
地域手当非支給地
(離島、へき地、沖縄県)

2種
地域手当非支給地
(少人口市町村)

3種
地域手当非支給地(その他)、
7級地、6級地、5級地

4種
地域手当 4級地

5種
地域手当 3級地、
2級地、1級地

○ 本則の改正内容
地域手当の級地区分等の見直しにより、医(一)適用職員の初任給調整手当の職員の区分のうち3種の区分に7級地を追加

○ 附則の改正内容
地域手当の級地区分等の見直しにより、級地区分が1段階高い区分とされた地域に在職することに伴い、初任給調整手当の職員の区分が1段階低い区分へ適用替となり、手当額が減額される職員については、激変緩和の観点から、3年間の経過措置を講ずることとする(4級地(4種)→3級地(5種)、5級地(3種)→4級地(4種))。

なお、「人事院の定める額」として、給実乙により、1年目は引下げ額の全額を、2年目は引下げ額の70%相当額を、3年目は引下げ額の40%相当額をそれぞれ加算する。

☆4種→5種に変更になった場合の例

249,800円				183,700円
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	経過措置期間 (平成27年4月1日～平成30年3月31日)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	【9年以上10年未満】	【11年以上12年未満】	【12年以上18年未満】	【18年以上14年未満】

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―八九―四

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十 二千五百キロメートル以上 五万八千円

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ 規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職し

たこと。

第五条第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額は、二万六千円とする。

附則第三項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事院規則九―五四の一部改正)

- 2 人事院規則九―五四(住居手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

○ 人事院規則九一八九—四（単身赴任手当） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(加算額等) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与法第十二条の二第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万三千円</p> <p>三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 二万円</p> <p>四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万六千円</p> <p>五 九百キロメートル以上千百キロメートル未満 三万三千円</p> <p>六 千百キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万八千円</p> <p>七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万三千円</p> <p>八 千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 四万八千円</p> <p>九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千円</p> <p>十 二千五百キロメートル以上 五万八千円</p>	<p>(加算額等) 第四条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 給与法第十二条の二第二項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 三百キロメートル以上五百キロメートル未満 一万二千円</p> <p>三 五百キロメートル以上七百キロメートル未満 一万八千円</p> <p>四 七百キロメートル以上九百キロメートル未満 二万四千円</p> <p>五 九百キロメートル以上千百キロメートル未満 三万円</p> <p>六 千百キロメートル以上千三百キロメートル未満 三万五千円</p> <p>七 千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満 四万円</p> <p>八 千五百キロメートル以上 四万五千円</p>

(権衡職員の範囲等)

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用(法第八十一条の二第一項の規定により退職した日(法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ 規則一一一四(職員の身分保障)第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと。

(権衡職員の範囲等)

第五条 (同上)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣若しくは法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと又は規則一一一四(職員の身分保障)第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

二〇六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 (略)

附則

1 (略)

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百五号)附則第十条の規定により読み替えられた給与法第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額は、二万六千円とする。

(削除)

二〇六 (同上)

七 第二号から前号までの規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であつた者若しくは給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 (同上)

附則

1 (同上)

(人事院規則九一五の一部改正)

2 人事院規則九一五(給与簿)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

(人事院規則九一七の一部改正)

3 人事院規則九一七(俸給等の支給)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条中「及び通勤手当」を「通勤手当及び単身赴任手当」に改める。

改正後

改正前

（権衡職員の範囲）

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九—八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣若しくは法科大学院派遣法第十一条の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一—四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

（権衡職員の範囲）

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九—八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣若しくは法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一—四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

給実甲第 1 1 8 6 号

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 6 6 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 6 6 0 号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

給与法第 1 2 条の 2 関係に次の 1 項を加える。

3 給与法第 1 2 条の 2 第 2 項の「3 万円」は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 1 0 5 号）附則第 1 0 条の規定により読み替えられており、人事院規則 9—8 9（単身赴任手当）（以下「規則」という。）附則第 2 項の規定によるものとされている。

給与法第 1 2 条の 2 関係を給与法第 1 2 条の 2 及び規則 9—8 9 附則第 2 項関係とする。

規則第 2 条関係第 1 項中「人事院規則 9—8 9（単身赴任手当）（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条関係第 2 項第 2 号中「保育所、」を「保育所、同法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 1 0 項に規定する小規模保育事業若しくは同条第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う施設

、」に、「第7条第1項」を「第2条第6項」に改める。

規則第4条関係中「200キロメートル」の次に「(当該距離が1500キロメートル以上である場合にあっては、500キロメートル)」を加える。

規則第5条関係第1項中「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」を「国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(同法第81条の2第1項の規定により退職した日(同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」に改め、「ついては」の次に「、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所」を、「官署と」の次に「、再任用」を加え、同条関係第4項第1号中「間の勤務箇所」の次に「、再任用をされた職員にあっては当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所」を加え、同項第4号中「及び」の次に「再任用をされた場合、」を加え、「された」を「をされた」に、「復帰、」を「再任用、復帰、」に改め、同条関係第6項第1号中「、当該適用」を「当該適用、再任用をされた者にあっては当該再任用」に改め、同項第3号中「当該適用」の次に「、再任用をされたもの」を加え、「復帰、」を「再任用、復帰、」に改め、同項第5号中「国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から」を「再任用をされた職員、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から」に改め、「のうち」の次に「、再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所」を、「に、」の次に「再任用(直近のものに限る。)又は」を加え、「復帰又は」を「復帰若しくは」に改め、同項第6号中「及び」を「、再任用をされた配偶者及び」に、「、国際機関等派遣」を「、再任用をされた配偶者、国際機関等派遣」に、「当該復帰」を「当該再任用、復帰」に、「、当該適用」を「当該適用、再任用をされた者にあっては当該再任用」に改める。

規則第 8 条関係第 3 項中「して異動」を「する異動（再任用前の各庁の長と再任用後の各庁の長が異なる場合の当該再任用を含む。以下この項において同じ。）を」に改める。

別表中「福岡空港～小値賀空港」、「福岡空港～上五島空港」、「長崎空港～小値賀空港」、「長崎空港～上五島空港」、「鹿児島空港～喜界空港」、「鹿児島空港～与論空港」、「奄美空港～喜界空港」、「那覇空港～与論空港」及び「那覇空港～久米島空港」を削る。

別紙第 1 の 1 号紙の裏面の記入上の注意の第 7 項中「者又は」の次に「再任用をされた者、」を加え、「復帰」を「再任用」、「復帰」に改める。

以 上

改正後	改正前
<p>給与法第12条の2及び規則9—89附則第2項関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>給与法第12条の2第2項の「3万円」は、平成30年3月31日までの間は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成26年法律第105号)附則第10条の規定により読み替えられており、人事院規則9—89(単身赴任手当)(以下「規則」という。)附則第2項の規定によるものとされている。</u></p> <p>規則第2条関係</p> <p>1 <u>規則第2条第4号の「人事院の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 <u>規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>配偶者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「保育所等」という。)に在所している満3歳以上の同居の子を養育すること。</u></p> <p>三～八 (略)</p> <p>規則第4条関係</p> <p>規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法の一部が別</p>	<p>給与法第12条の2関係</p> <p>1・2 (同左) (新設)</p> <p>規則第2条関係</p> <p>1 <u>人事院規則9—89(単身赴任手当)(以下「規則」という。)第2条第4号の「人事院の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。</u></p> <p>一・二 (同左)</p> <p>2 <u>規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>一 (同左)</p> <p>二 <u>配偶者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「保育所等」という。)に在所している満3歳以上の同居の子を養育すること。</u></p> <p>三～八 (同左)</p> <p>規則第4条関係</p> <p>規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法の一部が別</p>

表に掲げる航空機による経路のいずれかに該当する場合の同項の交通距離は、規則第3条関係第1項の例に準じて算定した距離に200キロメートル（当該距離が1500キロメートル以上である場合にあっては、500キロメートル）を加算した距離とする。

規則第5条関係

1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用（同法第81条の2第1項の規定により退職した日（同法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣」という。）、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（以下「法科大学院派遣」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規

表に掲げる航空機による経路のいずれかに該当する場合の同項の交通距離は、規則第3条関係第1項の例に準じて算定した距離に200キロメートルを加算した距離とする。

規則第5条関係

1 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣」という。）、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（以下「法科大学院派遣」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

2・3 (略)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は特定独立行政法人職員等としての在職の間の勤務箇所、再任用をされた職員にあつては当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員、交流採用をされた職員又は休職から復職した職員にあつては当該国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。）に転居すること。

二・三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び再任用をされた場合、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合、交流採用をされ

2・3 (同左)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は特定独立行政法人職員等としての在職の間の勤務箇所、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員、交流採用をされた職員又は休職から復職した職員にあつては当該国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。）に転居すること。

二・三 (同左)

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合、交流採用された場合又は休職から復職

た場合又は休職から復職した場合の当該再任用、復帰、交流採用又は復職を含む。以下「異動等」という。)の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (略)

5 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者)にあっては当該適用、再任用をされた者にあっては当該再任用。以下この号及び次号において同じ。)に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情)により、同居していた配偶者等(同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (略)

二 (略)

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となったもの)にあっては当該適用、再任用をされたもの、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院

した場合の当該復帰、交流採用又は復職を含む。以下「異動等」という。)の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (同左)

5 (同左)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者)にあっては、当該適用。以下この号及び次号において同じ。)に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情)により、同居していた配偶者等(同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ (同左)

二 (同左)

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となったもの)にあっては当該適用、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰し

派遣から職務に復帰したもの、交流採用をされたもの又は休職から復職したものにあっては当該再任用、復帰、交流採用又は復職)の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 (略)

五 再任用をされた職員、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、再任用(直近のものに限る。)又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの、再任用をされた配偶者及び国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。)が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの)にあっては当該適用、再任用をされた配偶者、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号

たもの、交流採用をされたもの又は休職から復職したものにあっては当該復帰、交流採用又は復職)の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 (同左)

五 国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、当該職務への復帰又は休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの及び国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。)が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転(検察官であった者又は特定独立行政法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの)にあっては当該適用、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあっては当該復帰

に掲げる職員に該当するものにあつては、当該再任用、復帰又は復職。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2項第2号又は第5号の人事院が認める職員を含む。)(当該日の同一官署内における異動又は職務内容の変更等(検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、再任用をされた者にあつては当該再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第8条関係

1・2 (略)

3 単身赴任手当を受けている職員が各庁の長を異にする異動(再任用前の各庁の長と再任用後の各庁の長が異なる場合の当該再任用を含む。以下この項において同じ。)をした場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

4 (略)

別表

又は復職。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2項第2号又は第5号の人事院が認める職員を含む。)

(当該日の同一官署内における異動又は職務内容の変更等(検察官であつた者又は特定独立行政法人職員等であつた者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第8条関係

1・2 (同左)

3 単身赴任手当を受けている職員が各庁の長を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る単身赴任手当認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付するものとする。

4 (同左)

別表

(略)

福岡空港～対馬空港

(削除)

福岡空港～福江空港

(削除)

長崎空港～対馬空港

(削除)

(削除)

長崎空港～壱岐空港

(略)

鹿児島空港～奄美空港

(削除)

鹿児島空港～徳之島空港

鹿児島空港～沖永良部空港

(削除)

鹿児島空港～那覇空港

(削除)

奄美空港～徳之島空港

(略)

那覇空港～奄美空港

(削除)

(削除)

那覇空港～南大東空港

(略)

備考 (略)

別表第 1

1 号紙

[裏面]

記入上の注意

1～6 (略)

7 検察官若しくは特定独立行政法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は再任用をされた者、国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

8～12 (略)

(同左)

福岡空港～対馬空港

福岡空港～小値賀空港

福岡空港～福江空港

福岡空港～上五島空港

長崎空港～対馬空港

長崎空港～小値賀空港

長崎空港～上五島空港

長崎空港～壱岐空港

(同左)

鹿児島空港～奄美空港

鹿児島空港～喜界空港

鹿児島空港～徳之島空港

鹿児島空港～沖永良部空港

鹿児島空港～与論空港

鹿児島空港～那覇空港

奄美空港～喜界空港

奄美空港～徳之島空港

(同左)

那覇空港～奄美空港

那覇空港～与論空港

那覇空港～久米島空港

那覇空港～南大東空港

(同左)

備考 (同左)

別表第 1

1 号紙

[裏面]

記入上の注意

1～6 (同左)

7 検察官若しくは特定独立行政法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

8～12 (同左)

平成27年1月30日

各府省給与担当課長 殿

人事院事務総局給与局

給与第三課長

「人事院規則9-6（俸給の調整額）の調整基本額について」の一部改正について（通知）

「人事院規則9-6（俸給の調整額）の調整基本額について（平成26年11月19日給3-112）」の一部を下記のとおり改正したので、平成27年4月1日以降は、これによってください。

記

別表第6中

1号俸	12,051円
2号俸	12,190円

を

1号俸	12,037円
2号俸	12,172円

に改める。

以 上

平成26年給3-112 新旧対照表 (平成27年給3-2関係)

改 正 後			現 行		
別表第1～別表第5 (略)			別表第1～別表第5 (略)		
別表第6 教育職俸給表 (二)			別表第6 教育職俸給表 (二)		
職務の級	号 俸	調整基本額	職務の級	号 俸	調整基本額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 級	1号俸	12,037円	3 級	1号俸	12,051円
	2号俸	12,172円		2号俸	12,190円
別表第7～別表第9 (略)			別表第7～別表第9 (略)		